

令和5年度山梨県一般会計補正予算についての賛成討論

私は、第67号議案、令和5年度山梨県一般会計補正予算について、原案に賛成の立場から討論を行う。

2月20日、山中湖畔県有地に係る弁護士との訴訟委任契約について、地方財政法及び地方自治法に違反しているとして、県に対し、知事及び弁護士への不当利得の返還又は損害賠償を請求するよう求める訴訟の判決が言い渡された。

判決は、原告らの請求をいずれも棄却するものであり、経済的利益の算定方法、県が得られる経済的利益の見直し、報酬に見合うべき業務の有無など、県の主張が全面的に認められた。

追加提案のあった訟務管理費は、この判決を不服とした原告の控訴に対応するために不可欠な訴訟追行経費などである。

訴訟代理人弁護士への着手金及び報酬金については、県で定める「訴訟代理人弁護士への選任及び報酬に関する指針」に基づき旧日本弁護士連合会報酬等基準により適正に算定されている。

その上で、着手金については、訴訟代理人弁護士との交渉を重ね、本来算定

される金額の4分の1に縮減されている。

これは、令和3年2月定例県議会における県議会の附帯決議を踏まえ、着手金を最小にする努力を行ったものであると認められる。

また、高等学校等就学支援金についても、要件を満たせば必ず助成する全国一律の制度であり、家庭の状況にかかわらず、全ての生徒が安心して勉学に打ち込むために必要な予算である。

以上申し上げたように、今回の補正予算は、いずれも対応が必要な予算であると認め賛成討論と致す。



500年後、「国民全員が『佐藤さん』」に？急速に変わる未来予想、バランスよい対応を

column 望月 勝

本年度の幕開け4月でした。各報道機関では「500年後の2531年、日本人の全員の名字が『佐藤さん』になるかも」との記事が一斉に掲載されました。全国紙から、各県紙まで100紙に近い紙面に紹介された記事は、その見出しだけ見るとまさに「エイプリルフール用」のユーモアとしか思えない内容でした。

ところが記事を読むと、ちょっと深刻な内容でした。この試算は現在、国家や裁判所でも議論されている「夫婦別姓」に関連して、このまま「選択的夫婦別姓を導入しない場合に国内の名字の数がどう変化するか」をテーマにした極めて論理的な調査結果でした。調査は選択的夫婦別姓の実現を目指す一般社団法人のプロジェクトの一環として調査分析の依頼を受けた東北大高齢経済社会研究センターの吉田浩教授が試算して出来上がった結果が「500年後の日本人全員『佐藤姓』」でした。

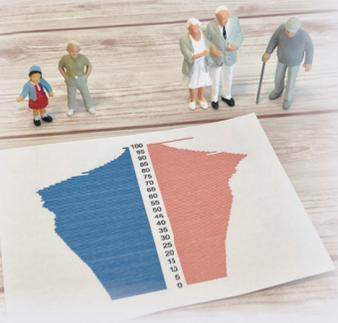
吉田教授によると、現在、日本は世界で唯一、結婚したら夫婦が必ず同姓を名乗ることが義務付けられている。現在、毎年50万組が結婚しており、その分、名字の数は減っている。現在、国内で最も多い名字は「佐藤」で全体の1.5%を占める。国の公表データなどを元に結婚や離婚、出生、死亡といった増減要因による佐藤姓の変化をみたところ、国内の人口のうち佐藤姓の占める割合は2022～23年の1年間で、0.83%増加していた。このまま夫婦同姓の占有率が伸びると仮定すると、2446年に日本人の50%が佐藤姓になり2531年時点に「佐藤」の占有率が100%になる計算だそうです。但し、選択的夫婦別姓が導入された場合、同姓にする夫婦が4割と仮定すると佐藤姓の占有率は7.96%にとどまり、現在の多様

な名字がたもたれるという結果が示されているそうです。

調査による細かい内容を確認すると、「全国民佐藤姓」はあくまでも極論であり、反面、決して「エイプリルフール」として処理するわけにはいかないものを含んでいるようです。

昨年5月の新型コロナの5類への移行から約1年、好天のゴールデンウィークを迎えた、県内の各観光地、レジャー施設はほぼ4年ぶりの賑わいを迎えられたようです。その一方で、1000年以上の歴史を有する甲州市・大善寺の藤切祭りでは、従来の藤の枝の奪い合いを中止、枝は参拝者に配るといった新しい方法でした。同日、三重県桑名市の神社の伝統行事「上げ馬」の神事では、従来の壁を撤去しての安全策が採用されるなど、古来の伝統が変化しているニュースが報道されていました。

500年先は何とも言えませんが、今後は、少子高齢化、そして種々の伝統が変化する中で、改めて住みよい暮らしを模索していきたいものです。



人口戦略会議が「消滅可能性11自治体」を指摘 依然苦しい県内地域の行政の維持活性化

民間組織「人口戦略会議」は新年度早々の4月25日、東京都内でシンポジウムを開き、将来的に「消滅の可能性がある」とみなした全国市町村の一覧を公表しました。それによると、山梨県は27市町村のうち11市町村が該当しました。

実に全自治体の40.7%に当たる数字が示されました。それは、2020～2050年の30年間で子供を産む中心世代となる20～30代の女性が50%以上減るとの推計が根拠とされています。指摘された「消滅」は人口減少が進み自治体の運営が立ち行かなくなる状

況を指しています。

県内では、11市町村のうち、私たちの暮らす峡南地域には早川町、身延町、南部町、富士川町が含まれています。本県の少子高齢化対策は、すでに喫緊の課題として県とともに取り組んでおりますが、たとえ危機が進む中でも、暮らしの維持が求められています。

私も一県議として改めて全力投入の決意を固めております。

山梨県議会議員

望月 勝

この「望月勝議会活動レポート」に関するお問い合わせは
TEL 0556-66-2036

〒409-2102 山梨県南巨摩郡南部町富士2643-11

東奔西走日記 望月 勝



■会派県内調査 北杜市内 (令和5年12月20日)



■身延中学校竣工式典 (令和6年3月22日)



■南部町たけのごまつり (令和6年4月14日)



■身延町西島地区親子三世交流 (令和6年5月3日)



■早川町 南アルプス早川山菜祭り (令和6年5月3日)

① 貸付料滞納者訴えの提起の件

望月 清里の森の賃貸借契約者で2名の滞納者は6年間と4年間滞納しているのだが、この間に公文書で何回、本人に請求したのか。

県有林課長 督促状と文書による請求の回数だが、MC Jインターナショナル株式会社は平成30年度の滞納が始まってから文書による督促は全部で17回、そのうち連絡が取れなくなってからは5回となっている。また、井上氏は連絡が取れなくなって以降、文書により8回督促している。

望月 現地に赴いて確認をしているのか。

県有林課長 MC Jインターナショナル株式会社は令和2年度末までは連絡が取れていた。それ以降連絡が取れなくなり、現地を見たが、休業状態となっている。

望月 入居の契約の時点で必ず保証人をつけると思うが、2名の方は保証人をつけているのか。

県有林課長 両者とも連帯保証人をつけており、そちらにも文書を送っている。

望月 保証人にはどのような対応をいただいているのか。

県有林課長 いずれも連絡が取れない状況である。

望月 契約時点で保証人の身元などは調査しているのか。

県有林課長 保証人の財産力を全て求めた上でつけるという決まりでないので、そのような調査はしていない。

望月 保証人の身元や財産、資産も確認せずに保証人になってもらっているのか。

県有林課長 契約者本人も保証人も今どれだけの財産があるかといった調査はルールの中で求めている。

望月 この借地人2名に対して県は訴訟を起こすと思う、保証人も同時に担保できるようにしていただきたい。この2名以外に滞納者はいるのか。

県有林課長 清里の森は別荘区画826区画のうち797区画で契約をいただいているが、ほかにも滞納

者がおり、令和4年度までの滞納者は本年10月末現在で31名いる。

望月 31名に対し、県から公文書による通知をどのくらい出しているのか。

県有林課長 何回通知を出したのかは手元に資料がないが、締め切り日から20日を過ぎると督促を出し、さらに半年経過後、1年経過後にそれぞれ出すので相当数になると思う。

望月 2名を訴訟するということだが、ほかの方も一緒に訴訟しないのか。

県有林課長 31名の内訳だが、支払いの意思が確認できない方が8名で、残る23名は納付の約束や分納に応じていただいております、訴訟の対象から外している。

8名のうち3名は既に過去に訴訟しており、債務名義を取得している。残る5名のうち3名は滞納額が60万円以下ということで訴訟ではなく、裁判所へ支払い督促を申し立てる制度で、訴訟と同様の効力が得られる手続によって債権回収を進める方向で、弁護士に相談している。残り2名は訴訟を行うという判断をした。

望月 訴訟を行うということだが、弁護士はどうするのか。

県有林課長 貸付料の滞納に係る分は県の顧問弁護士に依頼している。

望月 勝訴した場合、県はその後どのように対応していくのか。

県有林課長 引き続き債務者と接触を試み、並行して資産調査を行う。財産が確認できれば差し押えを行うなど、債務名義に基づく法的措置を行う。

望月 清里の森の別荘地の滞納者に県がしっかり対応しなければ、ほかの県有地にも問題が出てくる。県営団地などの施設も滞納者が多く、直接訪問しても駄目だとか、いろいろ工夫をして逃げ道をつくっている。そのようなことがないように県の財産をしっかりと守っていただきたいが、その対応をどうするのか。

県有林課長 31名のうち23名は支払いの約束をいただいているが、約束を果たさなければ当然、法的な措置をとるなど適切で厳正な対応をしっかりとっていく。

望月 特に保証人を立てる場合、最初の契約時点で保証人も身元調査するなど、県でしっかりと対応していただきたい。

① 土木施設災害復旧費について

望月 土木施設災害復旧費が国庫補助制度の対象となるという説明があったが、採択条件を伺いたい。

治水課長 対象となるのは異常な天然現象により生じた国土交通省所管の公共土木施設の災害で道路、河川、砂防施設など、1か所当たりの復旧工事費が120万円以上であることが条件となっている。

対象となる異常な天然現象は、河川施設で護岸の高さの半分程度以上の水位が確認された洪水や河川施設の道路であれば最大24時間の連続雨量が80ミリ以上の場合、1時間雨量が20ミリ以上の降雨が確認された場合となっている。

国庫補助制度の採択条件に満たない小規模な災害復旧は、県単独災害復旧費で対応している。

望月 小規模の場合は県単独で事業を進めるとのことだが、どのような復旧工事を現在までに行ってきたのか。

治水課長 令和5年度は6月、7月、8月の3度の被災があり、道路に崩落した土砂の倒木の撤去、破損した道路側溝の取り替え、路側の復旧、また舗装の打ち替えなどに取り組んだ。

本年度は9月からの本格的な台風シーズンを前に立て続けに豪雨に見舞われ、県単独災害復旧費を活用して復旧工事に取り組んだ。

望月 昨年度の予算状況を見ると2億円が計上され、今年度は3億円が計上されたが、理由と内容を伺いたい。

② 林政部、環境・エネルギー部関係について

望月 地震や台風、大雪などがあちらこちらで発生し、山梨県でも油断はできない状況にある。山梨県は廃材や電化製品などの災害廃棄物の処理に関する訓練を行ったということだが、来年度に行う訓練と今年度の状況の違いを教えてください。

環境整備課長 今年度は本県で大規模な水害被害が発生したことを想定した訓練を行ったが、来年度は大規模な地震災害を想定した仮置場の訓練を行う。

望月 能登半島地震や東日本大震災からも災害廃棄物の仮置場には苦慮し、また、処理できるのかという問題も出ている。山梨県は災害廃棄物の処理に対してどのような計画を持って訓練を行うのか。

環境整備課長 今年度は水害訓練、来年度は地震災害の訓練を行うことでさまざまな場面を想定した訓練を行っていききたい。

望月 訓練では水害と地震の災害状況をどのように想定しているのか。

環境整備課長 水害では水が引いた後、すぐに住民から被災した家財や量などの廃棄物が仮置場に持ち込まれる。それに対して地震は時間の経過とともに発生をする廃棄物が異なり、初期段階では被災した家財や屋根瓦などの廃棄物、その後には家屋の解体に伴う建築廃材が持ち込まれる。

来年度は地震発生後の初期段階における仮置場の訓練を実施するが、そこで廃棄物の種類や状態に応じた保管場所の適正な配置、またはスペースの確保、円滑な荷下しのための動線の設定などについて訓練を行う。

治水課長 県単独災害復旧費については、本年度は6月、7月、8月の豪雨の災害復旧で既定予算の2億円が必要となり、8月時点で当初予算のほぼ全てを執行する必要が生じた。その後の災害に備えるために9月補正予算で増額補正をお願いした。

昨年度も8月までに当初予算の約8割を執行する必要が生じ、今年度、昨年度と2年連続で本格的な台風シーズンを前に当初予算の大半の執行が必要となる事態が生じている。

これまでも災害の発生時期や規模に応じてその都度、補正予算をお願いしてきたが、補正予算の編成における時間的な制約もあり、また、出水期前半から豪雨が頻発している近年の状況も踏まえ、6年度の当初予算で県単独災害復旧費を増額し、迅速な災害復旧が対応できるようにお願いした。

望月 補正編成に手間や時間がかかり、今年は増額したということだが、今や道路災害や水害などが激甚化・頻発化している。しっかりと対応していただきたい。

望月 仮置場の訓練の重要性を教えてください。

環境整備課長 災害廃棄物の処理をしっかりと行うには市町村の初動体制が重要になるので、仮置場の訓練を事業として行う。

望月 仮置場の訓練とのことだが、実際に発生した場合、とても間に合わないと思う。市町村などの仮置場の状況を県としてどのように指導するのか。

環境整備課長 災害廃棄物の処理は一義的には市町村が行うが、県も訓練の支援をしっかりと行っていく。

望月 仮置場の設置には県と市町村の連携を強力にしていかなければならないと感じるが、県は今後どのように取り組みを進めるのか。

環境整備課長 市町村との連携は非常に重要であり、引き続き訓練を行うこと、訓練を踏まえて県が作成する仮置場の設置や運営マニュアルについて今年度行う地震に伴う災害廃棄物処理上の注意点を追加して市町村の初動対応力の向上を図っていききたい。

また、災害廃棄物の処理が適正かつ迅速に行われるように引き続き訓練を続けることが必要であり、市町村における自主的な訓練が実施されるように県としても支援を行っていききたい。

会派政務県外調査 令和6年1月17日～19日(福岡県・佐賀県・長崎県)



Fukuoka Growth Next 官民連携のスタートアップ支援について



アリタセラ(有田焼卸地協同組合) 文化振興と観光の融合による地域活性化について



長崎スタジアムシティ 長崎スタジアムシティプロジェクトについて



長崎県庁 アーバンデザインシステムによるまちづくりについて